

# 第 337 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/10/27 発行

### 月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

【給付額】中小法人・・・上限20万円/月 個人事業主等・・・上限10万円/月

2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年度の対象月の売上

申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👉

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

【申請期間】

8月分：2021年9月1日～10月31日 9月分：2021年10月1日～11月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

### インボイス制度セミナー 参加者募集のお知らせ

インボイス制度の内容と対策ポイントについてのセミナーを開催します。

【日時】令和3年11月16日（火） 19：30～21：00

【会場】丹波市商工会 本所（丹波市氷上町成松 140-7）

コロナ対策の為、会場受講定員20名で開催いたします。オンライン(ZOOM)配信も行います。

【内容】「そもそもインボイス制度とは何？」「インボイス制度によるメリット・デメリットは？」「業種で異なる対応ポイントは？」「明日から自分がすべきことは何？」等事前に頂いたご質問にお答えしながら進行します。

【講師】深田享保氏（税理士）深田会計事務所所長

【申込方法】お電話もしくはFAX, mail（商工会HPよりダウンロード下さい）

【問合せ】第一経営支援課 四方 TEL:82-3476 FAX:82-7601 mail:shikata@tanba.or.jp

### 丹波市議会より「市民との意見交換会」のお知らせ

丹波市議会では、議会改革の項目のひとつに「広報広聴機能の充実」を掲げ、市民のみなさんの声を市政や政策提案に活かしたいと活動しています。今年度2回目のオンライン（Zoom）を活用した意見交換会を実施します。一人でも多くの方のみなさんのご参加をお待ちしています。

【日時】令和3年11月13日（土）14：00～ / 11月16日（火）19：00～  
先着40名 ※1時間30分程度を予定しています

【場所】オンライン会議システム（Zoom）

【対象者】丹波市民の方または丹波市内に拠点を置く団体でZoomを使える方なら参加可能です

【申込方法】下記URLより詳細ご確認の上、11月8日（月）までにお申し込み下さい。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/gikai/ikenkoukankai2019.html>

【問合せ】丹波市議会事務局 0795-82-1472

# 第 337 号丹波市商工会FAXレター

## 2021/10/27 発行

### 中小企業者事業継続応援金（第2弾）

※申請期限、比較対象月等要件が変更となったことに伴い、2回目の申請が可能となりました

#### 【応援金額】

- ・対象月の売上が 20%以上 50%未満減少している事業者：10万円
- ・対象月の売上が 50%以上減少している事業者：20万円

※7月1日から9月30日までに申請された事業者で、10万円の受給となった事業者については、下記の要件を満たせば 2回目の申請が可能です。（差額の10万円の応援金を給付します）

1. 申請金額が10万円
2. 6月から12月の連続する任意の2ヶ月間の売上が平成31年（令和元年）または令和2年の同じ2ヶ月間と比較して50%以上減少している

#### 【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

#### 【申請期間】

令和3年7月1日（木曜日）～令和4年2月28日（月曜日）※必着

#### 【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛  
対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期（令和3年1月14日から2月7日）、または、第2期（令和3年2月8日から3月7日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への協力金）

【問合せ】丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

### 同一労働同一賃金 対応セミナー 参加者募集のお知らせ

不合理な待遇差解消に向けた様々なお悩みや課題に対する早急な対処法について専門家がわかりやすく解説します。是非ご参加ください。

【日時】令和3年11月17日（水） 14：00～16：00

【会場】丹波市商工会 本所（丹波市氷上町成松140-7）

【講師】三谷文夫氏 三谷社会保険労務士事務所代表

【申込方法】FAXにてお申し込みください（商工会HPよりダウンロード下さい）

【問合せ】第一経営支援課 西山 TEL:82-3476 FAX:82-7601

### 修繕工事プロポーザルのお知らせ

丹波市では、「中山定住促進住宅」（春日町中山）の修繕工事を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行います。プロポーザルへの参加を希望される場合は令和3年11月4日（木）午後5時（必着）までに、参加意向申出書などの必要書類をふるさと定住促進課までご提出ください。参加資格や必要書類等について、詳しくは丹波市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/furusato/nakayamsyuuzen03.html>

【問合せ】丹波市役所 ふるさと定住促進課 TEL:0795-88-5360

〒669-3601 丹波市氷上町成松140-7（本所） 現在の会員数 事業所2048  
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp